

議案第46号

北九州市立高等理容美容学校の経営継承に係る財産の用途廃止について

北九州市立高等理容美容学校の学校用地について、次のとおり用途廃止を行う。

令和3年3月25日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 北九州市立高等理容美容学校の経営継承により、市の教育財産としての用途を廃止するため、この議案を提出する。

北九州市立高等理容美容学校の経営継承に係る財産の用途廃止について

1 概要

北九州市立高等理容美容学校については、当初の設立目的の希薄化、市の多額の財政負担等さまざまな課題がある中で、平成31年2月28日の教育委員会会議において民営化の方針が示された。その後、公募及び経営継承候補者選定会議を経て経営継承法人が学校法人国際学園に決定し、令和3年4月1日をもって民営化される。

このことから、市の学校施設としての性格を失うため、同日付で用途廃止を行うもの。

なお、施設については、継承条件のとおり学校法人国際学園が継続して理容師及び美容師養成施設「九州CTB専門学校」として使用するため、別途定期賃貸借契約を締結することから、市長の権限に属する事務を委員会等に委任し、及び委員会等の事務局長等に補助執行させることに関する規則第4条第1項第3号の規定に基づき、引き続き教育委員会において管理、所管するものとする。

2 物件

北九州市立高等理容美容学校

住所 北九州市八幡東区西本町二丁目2番1号
さわらびガーデンモール三番街201

地番 北九州市八幡東区西本町2-8

地目 宅地

面積 土地 1,210.36 m² (敷地権持分割合)

建物 2,571.25 m² (登記簿面積。専有面積割合では2,627.08 m²)

3 用途廃止日

令和3年4月1日

土地台帳

施設番号	021071	施設名称	高等理容美容学校		
財産分類	公共用財産		施設区分	学校	
会計	一般会計				
所属	教育委員会 事務局総務部 企画調整課				
土地番号	00021865	土地名称	高等理容美容学校		

所在地	八幡東区西本町 2-8				
種目	土地 各種学校				
図面番号				建物の有無	有
特殊地番					
用途地域					
防火地区					
高度地区					
評価単価			0 円	評価金額	0 円
登記地目	宅地		登記地積	1,210.36 m ²	
現況地目	宅地		現況地積	1,210.36 m ²	
取得事由	換地処分		取得年月日	平成16年11月 9日	
取得単価			0 円	取得金額	0 円
前所有者氏名					
前所有者住所					
貸主氏名					
貸主住所					
契約期間					
支払金額				契約更新	
備考	敷地権×持分割合=5784.89×209229/1000000=1210.36m ²				

異動情報		
異動年月日	異動事由	所属
平成16年11月 9日	登載もれ	教育委員会 事務局学校 施設課
令和 3年 2月 1日	所管換	教育委員会 事務局総務 企画調整課

建物台帳

施設番号	021071	施設名称	高等理容美容学校	
財産分類	公共用財産		施設区分	学校
会計	一般会計			
所属	教育委員会 事務局総務部 企画調整課			
建物番号	00006750	建物名称	高等理容美容学校	

所在地	八幡東区西本町 2-8-1		外	32 筆
住所	八幡東区西本町 2-2-1			
種目	建物 各種学校			
家屋番号		図面番号		
建築年月日	平成16年11月 9日		保険番号	
用途	校舎・園舎		構造	鉄筋コンクリート造
屋根			基礎	
外壁			階層	地上 19階 地下 1階
木造床面積	0.00 m ²		非木造床面積	2,571.25 m ²
戸数	0 戸		耐用限度年月日	
評価単価	0 円		評価金額	0 円
取得事由	新築		取得年月日	平成16年11月 9日
取得単価	0 円		取得金額	176,715,000 円
前所有者氏名				
前所有者住所				
貸主氏名				
貸主住所				
契約期間				
支払金額			契約更新	
備考	さわらびガーデンモール八幡3番街（地下1階・地上19階）に係る地上1階・2階部分を北九州市が市立高等理容美容学校校舎として区分所有するもの。			

異動情報		
異動年月日	異動事由	所属
平成16年11月 9日	新築	教育委員会 事務局学校 施設課
平成18年 7月 1日	入力錯誤・修正	教育委員会 事務局学校 施設課
令和 3年 2月 1日	所管換	教育委員会 事務局総務 企画調整課

北九州市立高等理容美容学校の経営継承に関する協定

北九州市（以下「甲」という。）と学校法人国際学園（以下「乙」という。）は、北九州市立高等理容美容学校（以下「高等理容美容学校」という。）の経営継承に関し、次のとおり協定を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、本協定を、互いに協力し信義に従い誠実に履行しなければならない。

（経営継承）

第2条 甲は、「北九州市立高等理容美容学校の経営継承候補者 募集要項」（以下「募集要項」という。）により実施した公募の選定結果について、北九州市教育委員会の議決に基づき、乙に高等理容美容学校を経営継承する。
2 乙は、高等理容美容学校の全ての業務を甲から経営継承するものとする。

（経営継承する学校の概要）

第3条 経営継承する学校の概要は、下表のとおりとする。

学校名	所在地
北九州市立高等理容美容学校	北九州市八幡東区西本町二丁目2番1号 さわらびガーデンモール3番街201号

（経営継承する時期）

第4条 経営継承する時期は、令和3年4月1日とする。

（経営継承の条件と支援）

第5条 甲及び乙は、経営継承の条件と支援について、別記「北九州市立高等理容美容学校の経営継承の条件及び支援」に定めるとおりであることを確認する。
2 乙は、前項の条件を遵守しなければならない。ただし、乙からの申し出により、甲がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。
3 高等理容美容学校の経営継承前に、乙が甲の許可なく経営継承の条件に反することが判明した場合、甲は乙への経営継承を行わない。
4 高等理容美容学校の経営継承後に、乙が甲の許可なく経営継承の条件に反することが判明した場合、甲は第1項で確認を行った支援を中止する。
5 前項の場合において、乙はすでに受領した補助金及び減免を受けた賃借料相当額並びに無償で譲渡された備品を甲に返還しなければならない。

(遵守事項)

第6条 乙は、募集要項に基づき提出した「運営方針等の提案」について、早期に実現できる体制を整えなければならない。ただし、乙からの申し出により、甲がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

(経営継承の準備)

第7条 乙は、必要と認める場合には、経営継承に先立ち、甲に対して高等理容美容学校への立入り、機材等搬入、施設の改良を申し出ることができる。

2 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、高等理容美容学校の運営に支障が生じない範囲で、その申出に応じなければならない。

3 乙は、高等理容美容学校の運営開始前に、必要な従業者を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

4 甲は、乙が円滑に高等理容美容学校を運営できるよう、令和3年3月31日までの期間内に必要事項を乙へ引継がなければならない。

5 乙は、高等理容美容学校の経営継承を円滑に行えるよう、前項の期間内に甲から引継ぎを受け、学校運営に必要な体制を整えなければならない。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく経営継承に関して、知り得た相手方の情報及び個人のプライバシーに関する情報は、相手方の書面による同意を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

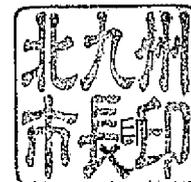
(協議)

第9条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項は、誠意を持って甲乙協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年 11 月 2 / 日

甲 所在地 北九州市小倉北区城内1番1号
名称 北九州市
代表者 北九州市長 北橋 健治



乙 所在地 北九州市小倉北区馬借一丁目1番2号
名称 学校法人国際学園
代表者 理事長 水嶋 昭彦



北九州市立高等理容美容学校の経営継承の条件及び支援

本書は、北九州市立高等理容美容学校の経営継承に関する協定 第5条第1項に基づき、経営継承に伴う条件及び支援に関する事項を定める。

1 経営継承の条件

乙は、高等理容美容学校を経営継承するにあたって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 理容科を維持すること。
- (2) 経営継承時の在校生（令和2年4月及び令和3年4月入学者をいう。以下同じ。）については、卒業するまで北九州市が定めた学費を維持すること。
- (3) 学校校舎及び土地（土地の定着物及び建物に付属する工作物を含む。）について、甲と令和3年4月1日から20年の賃貸借契約を締結し、現在地において、理容師・美容師養成施設として学校運営を行うこと。

2 安定した学校運営を行うための支援の実施

乙の安定的な経営継承を図るため、甲は次の支援を実施する。

- (1) 乙に対して、経営継承時の在校生数に応じて次の補助を行う。

補助額=750千円/年（補助単価）×補助対象生徒数

※ 補助対象生徒数は、経営継承時の在校生とする。

※ 年度途中退学者の補助額については、退学日の属する月までの月の案分で決定する。

※ 補助額について、経営継承時の安定的な事業運営を確保するため、各学年50名分の補助下限額を設ける。

※ 補助額については、別途作成する補助交付要綱により算定する。

- (2) 甲乙間で締結する甲の所有する学校校舎及び校地の賃貸借契約の賃料について、当初5年間は全額減免、6年目以降は50%減免とする。

- (3) 高等理容美容学校が所有する備品について、別途「無償譲渡備品リスト」を作成し、当該リストに登載された備品を乙へ無償で譲渡する。

甲は、性質上譲渡することができないものを除き、原則、全ての備品を「無償譲渡備品リスト」へ登載することとする。

- (4) 高等理容美容学校を北九州市奨学資金の対象に加える。